

大通交流拠点地下広場整備工事実施設計に係るプロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

平成 24 年（2012 年）8 月 24 日

札幌市長 上 田 文 雄 印



記

- 1 担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課  
電話 (011) 211-2692
- 2 プロポーザルに付する事項
  - (1) 業務名 大通交流拠点地下広場整備工事実施設計
  - (2) 成果品の納入場所 上記 1 のとおり
  - (3) 業務内容
    - ア 大通交流拠点地下広場整備にかかるデザイン案の作成
    - イ コンコース部実施設計（建築、設備）
    - ウ 新規拡張部実施設計（土木）
  - (4) 履行期限 平成 24 年 3 月 29 日（金）まで
- 3 参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成 23・24 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「役務（建設関連サービス業）」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。
  - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法又は民事更生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - (5) 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っており、本社、本店又は支店が札幌市内にあること。
  - (6) これまでに、地下街、地下鉄駅、公共地下歩道その他これらに類する一般公共の用に供する地下施設の新設又は大規模な増改築工事に係る設計に携わった実績のあ

るものであること。

- (7) プロポーザル説明書に掲げる業務従事者を配置できること。

#### 4 手続等

- (1) プロポーザル説明書の交付

平成 24 年 8 月 24 日（金）から都心まちづくり推進室ホームページにて公開

- (2) 技術提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 平成 24 年 8 月 24 日（金）から平成 24 年 9 月 13 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。なお、郵送の場合は配達記録にて平成 24 年 9 月 13 日（木）必着とする。

ウ 提出場所 上記 1 のとおり

#### 5 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）

提出された技術提案書等を選定委員会により書類審査し、20 点満点で採点する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

- (2) 二次審査（ヒアリング）

選定委員会においてヒアリングを実施し、一次審査と併せて 100 点満点で採点する。この二次審査により、設計者を選定する。

#### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (2) 技術提案書等の失格 本告示に示した参加資格のない者が提出した技術提案書等、虚偽の記載をした技術提案書等は、選定委員会で審査の上、失格となる場合がある。

- (3) 受注資格の喪失 当該業務を受注した建設コンサルタント（協力を受ける他の建設コンサルタントを含む）等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできない。

- (4) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (5) 提出された技術提案書等は返却しない。

- (6) 詳細はプロポーザル説明書による。